

質 問 回 答

2021年11月22日

「(案件名 21a00482 ウガンダ国カルマ橋建設計画準備調査)」

(公示日：2021年11月10日／公示番号：21a00482) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------------------------|--|---|
| 1 | p.31 (34)、7.成果品等 p.33 1 業務工程計画(案) | 33 頁にて「第 2 回現地調査後に準備調査の中間報告書を成果品として作成・提出する」とありますが、31 頁冒頭「①概略事業費～⑤照査チェックリスト」、及び同頁の7. 成果品等では中間報告書の記載がございません。本件の成果品に該当する報告書類について改めてお示し頂けると幸いです。 | P33 「1. 業務工程計画 (案)」の該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】「第 2 回現地調査後に準備調査の中間報告書を成果品として作成・提出する」 【修正後】「第 2 回現地調査後に準備調査の中間報告書(第 2 回現地調査結果概要) を成果品として作成・提出する」 |
| 2 | 1 頁(4)契約履行期間 | 第 1 期と第 2 期で 2 つの契約履行期間に分けて契約書を締結する、とのことですが、見積書については、本見積・別見積ともに、内訳の詳細含め、全て期ごとに作成するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。第 1 期及び第 2 期ごとに、所定の費目ごとの積算により、本見積及び別見積りを作成してください。 |
| 3 | 第 4 業務実施上の条件 | C/P または貴機構からの執務室の提供はありますでしょうか。ない場合は、本見積と別見積、どちらに計上すべきでしょうか。 | 現在のところ、執務室の提供は予定しておりません。応募者が業務の遂行上必要不可欠と考えるのであればプロポーザルに理由を記載し、本見積にて計上してください。 |
| 4 | 30 頁 (28) 事業の評価 | 「DAC 評価 6 項目に配慮しつつ」とありますが、2021 年度より事業評価基準に追加されております「適応・貢献」、「付加価値・創造価値」についても考慮すべきでしょうか。 | 「適応・貢献」、「付加価値・創造価値」については、協力準備調査実施中に該当すると思われる取り組み・事例がもしあれば JICA に共有いただくことを想定しています。 |
| 5 | 31 頁 7.成果品等 | 31 頁に記載の成果一覧には、IT/R という記載がなく、33 頁の工程表の 10 月上旬に IT/R の記載があります。 9 月の現地調査時、現地政府説明用で IT/R が必 | P31 「7. 成果品等」の該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】 【第 1 期契約】 (1)業務計画書：和文 2 部 (2022 年 2 月上旬) |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| | | 要となり、10月上旬は「第2回現地調査結果概要」の提出が必要と考えておりますが、その場合、IT/Rの数量は和文8部、英文2部で良いでしょうか？ | (2)インセプション・レポート：和文8部・英文2部（2022年3月下旬） (3)第1回現地調査結果概要：和文8部（2022年6月中旬） (4)第2回現地調査結果概要：和文8部（2022年10月上旬） 【修正後】 【第1期契約】 (1)業務計画書：和文2部（2022年2月上旬） (2)インセプション・レポート：和文8部・英文2部（2022年3月下旬） (3)第1回現地調査結果概要：和文8部（2022年6月中旬） (4)インテリム・レポート：和文8部・英文2部（2022年9月上旬） (5)第2回現地調査結果概要：和文8部（2022年10月上旬） |
| 6 | 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (5)環境社会配慮 | 新カルマ橋の環境影響評価報告書(EIA)の更新が必要との想定ですが、更新の有無を確認した結果、更新が必要でかつ承認手続きの支援も必要となった場合、承認支援については JICA と別途協議という理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (2)環境社会配慮助委員会 対応(第1回) | 「スコーピング案のWG」は、第2回環境社会配慮助言委員会の意味で間違いないでしょうか。 | 助言委員会対応の中でも全体会合とWG(ワーキンググループ)がございます。全体会合は基本的に全助言委員が参加しますが、WGは数名の委員が参加されることとなります。第1回の全体会合を踏まえて、ワーキンググループでスコーピング案に対する助言案が検討され、その後第2回目の全体会合で助言文書が確定することとなります。 |
| 8 | 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (5)環境社会配慮 | 「国立公園、自然保護区域を大きく迂回するルートの成立可能性」について、「成立可能性」とは、どのような検討を想定しておりますでしょうか。国立公園を避けて大きく迂回したルートであっても、経済性やその他の要因などを加味して事業として成立するか検討する、という理解でよいでしょうか。 | 環境社会配慮、事業効果、経済性などの諸要因を踏まえて、無償資金協力事業として成立するルート案の可能性をご検討いただくこととなります。 |

以上